HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アイヌ遺骨問題に関する関係者インタビュー（1）：インタビューイー 常本照樹氏
Author(s)	成田，真由美；川本，思心
Citation	CoSTEP Report, 5, -30
Issue Date	2022-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84612
Type	report
File Information	CoSTEP_Report05_Narita.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

CoSTEP Report

Communication in
Science & Technology
Education & Research Program

No.5
2022.3

CoSTEP Report は、科学技術コミュニケーションの今、そして次について調査し、まとめたレポートです。北海道大学 CoSTEP*の研修科生が CoSTEP スタッフと共に作成しました。

*CoSTEP は科学技術コミュニケーター養成プログラムの略称。学生や社会人が科学技術コミュニケーションについて 1 年間学ぶプログラムです。

アイヌ遺骨問題に関する関係者インタビュー（１）

インタビューイー：常本照樹 氏（北海道大学 アイヌ・先住民研究センター　センター長／教授）

成田真由美[1]、川本思心[2]

アイヌ民族が住む土地に「北海道」という名前を付け、開拓の名のもとに本州から大勢の人々が入植してから、約 150 年が経過した。2020 年には、民族共生をうたう民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業した。しかし、ウポポイに併設される慰霊施設には、全国の大学等に保管されていたアイヌ遺骨が集約され、返還を待っていること、さらには何故そのようになったのかを知る人は少ないように感じている。

遺骨を持ち去られたアイヌの方々の悲しみが二度と繰り返されないことを私は願っているが、問題は絡み合っていて容易には理解できない。そこで私は CoSTEP 研修科で、アイヌ遺骨を巡る諸問題に関して関係者へのインタビューを通じて、過去の研究が現在にもたらした「負の側面」に、それぞれの立場でどのように向き合っているのか伺うことにした。筆者の取り組みの趣旨等詳細は成田（2020）を御参照いただきたい。

このレポートでは、北海道大学アイヌ・先住民研究センター長である常本照樹 教授（所属等は執筆当時）から、アイヌ遺骨問題を中心に慰霊施設建設の経緯や国が考える課題と解決への道筋、諸外国の事情などを伺った内容を報告する。氏は政府の有識者懇談会、政策推進会議の構成員でもあり、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」にも尽力した。本稿ではまず第 1 章でインタビューおよび本稿公開までの概要を説明した。続く第 2 章では、長時間に及ぶインタビューの内容からポイントを抽出し、文書での追加取材を行った内容を加えた QA 形式で要約した。そして第 3 章ではインタビューの詳細を大まかな内容ごとに節に分けて掲載した。

キーワード：　アイヌ遺骨問題・インタビュー・アイヌ施策推進法・民族共生象徴空間・慰霊施設

インタビューの様子。左が筆頭筆者で右が常本教授

2022 年 3 月 28 日
所　属：　1. 北海道大学 CoSTEP　17 期　研修科
2. 北海道大学 大学院理学研究院／CoSTEP
連絡先：nrtmym1969@gmail.com　（成田真由美）

1. インタビューおよび公開までの概要

日時:　2019 年 10 月 18 日(金)13:30-15:30

場所:　北海道大学 アイヌ・先住民研究センター

インタビューイー:常本照樹 教授(北海道大学アイヌ・先住民研究センター　センター長)。プロフィールは表 1 参照。

インタビューアー:成田真由美(CoSTEP 研修科)・川本思心(理学研究院／CoSTEP 准教授)

常本氏にメールで趣旨の説明をして取材依頼をした。インタビュー当日はまず承諾書を常本氏に読んで頂き、許可を得て録音を開始し、インタビューを行った。最後に承諾書にサインを頂きインタビューを終了した。

インタビュー終了後、文字起こしを行い、それを元に本レポートを作成した。内容は常本氏に確認をしていただき、誤りがないことを確認したうえで、合意の上で公開した。

表1　常本教授のプロフィール

1983 年 4 月	北海道教育大学助手(札幌分校)　講師、助教授を経て
1990 年 3 月	カリフォルニア大学バークレー校ロースクール研究員(～1991 年 3 月)
1993 年 4 月	北海道大学法学部教授(2000 年 4 月より大学院法学研究科教授～2020 年 3 月)
1998 年 7 月	ハーバード・イェンチン研究所研究員(～1999 年 7 月)
1999 年 5 月	北海道大学総長補佐(～2004 年 4 月)
2006 年 12 月	北海道大学教育研究評議会評議員(～2010 年 12 月) 北海道大学大学院法学研究科副研究科長(～2008 年 12 月)
2007 年 4 月	北海道大学アイヌ・先住民研究センター長(～2020 年 3 月)
2008 年 12 月	北海道大学大学院法学研究科長・法学部長(～2010 年 12 月)
2020 年 4 月	札幌大学地域共創学群教授

2. インタビューの概要（詳細は第 3 章参照）

Q1: なぜ慰霊施設[1]は民族共生象徴空間（ウポポイ）[2]に併設されたのか？

A1: 風化させないために（第 3 章 15 節参照）

ウポポイは、100 万人来場を目標とする施設。人々が多く集まるところに作れば、アイヌ遺骨をめぐる様々な思いが風化しないというのも理由のひとつ。

Q2: なぜアイヌ遺骨を慰霊施設に集約するのか？

A2: 北海道アイヌ協会[3]からの要望により「慰霊・和解・啓蒙」のために集約される（第 3 章 1 節、第 3 章 14 節参照）

アイヌ協会（2008 年当時はウタリ協会）の「遺骨の返還慰霊という、全国的な和解と啓蒙、象徴となるような施設の設置」[4]の要望からスタート。「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」[5]は、1 年間かけてこの要望を尊重しつつ検討を進め、報告書をまとめた。この要望は、アイヌ民族最大の団体であるアイヌ協会の理事会の議を経て出てきた要望であり、今日のアイヌ政策の根底となった。2019 年施行されたアイヌ施策推進法[6]にもつながる。

アイヌ協会は、「北海道開拓」の動きの中で大変苦労した先達を慰霊したいが、遺骨を保管している大学や博物館のすべてに行って慰霊することは難しいので、遺骨を一か所に集めてそこに全道のアイヌが集まって慰霊をしたい。そして、国が責任を持って作った施設に集めて慰霊するということは、国の責任を明らかにすることに繋がると考え、これも先住民族政策であると主張している。

1　北海道開発局ホームページより：「慰霊施設」は、大学等で保管されていたアイヌの人々の遺骨等をアイヌの人々による受け入れ体制が整うまでの間、適切に管理するための「墓所」と、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を目的とした「慰霊行事施設」からなり、白老町ポロト湖東側の太平洋を眺望できる高台に位置している。https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ez/ei_sei/splaat000001pwsv.html（2020 年 5 月 10 日閲覧）

2　ウポポイ ホームページより：民族共生象徴空間は、アイヌ文化を復興するための空間や施設であるだけではなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として位置づけられている。https://ainu-upopoy.jp/about/（2020 年 5 月 10 日閲覧）

3　当時は社団法人北海道ウタリ協会。2009 年に社団法人北海道アイヌ協会に名称変更。2014 年、公益社団法人北海道アイヌ協会として認定され、現在に至る。

4　経緯について確認できる資料（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2008a; 2008b）は、「内閣官房アイヌ総合政策室ホームページ」の「リンク：アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（旧ページへのリンク）」から確認できる。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/index.html（2020 年 5 月 10 日閲覧）

5　アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会は、2008 年 6 月 6 日に採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求 める決議」に関する官房長官談話を踏まえ、高いレベルで有識者の意見を聞 きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り 組むため」内閣官房長官が開催した会議。構成員は 8 名。学識経験者だけでなく、北海道アイヌ協会理事長、北海道知事も選出されている。

6　正式名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（日本国 2019）。

Q3: アイヌ施策推進法と慰霊施設の関係は？

A3: 政教分離の原則の中で「文化」をキーコンセプトとして法の整備を行い、慰霊施設を設置した（第 3 章 2 節参照）

国が慰霊施設を含めたアイヌ政策を行う場合、憲法を頂点とする法体系と整合する必要がある。既述の通り、アイヌ遺骨等について慰霊が必要であり、慰霊施設の設置が求められている。しかし、政教分離原則があるので、慰霊そのものを直接の目的とすることはできない。そこで有識者懇談会で検討し、キーコンセプトを「文化」とすることとした。

ただし、アイヌ文化振興法[7]では規定できなかった慰霊や生活向上も行える法律とするために、「広義の文化」と捉え直した。慰霊施設は「アイヌ民族の精神文化を尊重するための施設」と位置づけた。生活向上については、「文化を担うのは生きている人間であり、文化の担い手の生活を支えることも、文化振興のために必要である」と位置づけた。

Q4: アイヌ施策推進法策定までにはどんなことがあったのか？

A4: 国会決議を踏まえ、有識者懇談会を設置。アイヌの方々の希望を最大限に実現するために、アイヌの方も構成員として参加した（第 3 章 3 節参照）

前提としてあるのが、2008 年 6 月 6 日の国会決議[8]。同日に、当時の内閣官房長官が総合的なアイヌ政策を推進することを発表。まずアイヌの人々が何を望んでいるのかということを伺い、それを最大限実現するという道を進むことになる。有識者懇談会が、それを具体化する任務を担っていた。

1995 年に設置された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」では、いわゆる審議会的なものを作る時には利害関係者を入れない、中立な第三者のみで議論するという原則に従いアイヌ民族の参加はなかった（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996）。しかし、当事者であるアイヌの意見をふまえない議論というのはあり得ないという意見がでた。そのため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」ではアイヌ協会（当時、ウタリ協会）の理事長である加藤忠氏が正式メンバーとして参加することになった。

ひとりでは足りない、もっとアイヌ民族を入れるべきという批判もあったが、アイヌの方々の中にも様々ある意見を委員構成に直接反映させるのは容易ではないので、アイヌ民族最大の団体である北海道アイヌ協

7　「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（日本国 1997）。2019 年アイヌ施策推進法の施行により廃止。

8　2008 年 6 月、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案が全会一致をもって可決された。衆議院 2008：「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（第一六九回国会、決議第一号）」 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm。参議院 2008：「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」 https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/080606-2.pdf（2020 年 5 月 10 日閲覧）

会でアイヌの意見を集約してもらい、それを審議に反映していただくことを期待した[9]。

Q5: 諸外国並みの先住民政策は実現可能なのか？

A5: 前提条件がまだ整備されているとはいえない（第３章４節参照）

アイヌ民族を先住民族として諸外国並みの施策を目指すならば、まずアイヌ民族を過不足なく代表するような組織が当事者によって作られ、国と対峙していく必要がある。アメリカやカナダなどの先住民族は代表組織、自治組織あるいはそれに類似する仕組みを持っている。アメリカ先住民族のトライバル・ガバメント[10]や、ハワイ州政府が設置したハワイ先住民局[11]などはそういった組織の例であるし、それらが発行するIDカード、日本統治下に作られた台湾の戸籍（種族欄がある）[12]などは先住民個人認定のシステムである。しかし、アイヌ民族の場合はどうか。

日本では誰が法的な意味でのアイヌかを定めることができていない。北海道アイヌ協会の会員資格は、戸籍に残るアイヌ名で確認している。しかし、その方法も地域差等があるし、国の政策で行う場合は、それではすまないだろう。

そこで、広義のアイヌ文化の復興等に関わる人々を対象とする政策を実行することにした。アイヌ施策推進法における交付金制度もそう。交付金の受け皿としては自治体を活用し、アイヌ民族だけではなく非アイヌ系住民も利益を受けることは否定しない。民族共生とは、異なった文化を持つ民族が仲良く生きていくことであり、同じ地域、同じコミュニティの中で暮らしていくための糧になればという思いもある。

Q6: 国連の先住民政策に準拠するべきでは？

A6: 日本独自の政策が必要かもしれない（第３章13節参照）

先住民族の権利に関する国連宣言（国際連合 2007）は、もともと旧イギリス植民地系の先住民族を念頭にコンセプトが作られている。それを活用できるところは活用すべきだが、借り物のままではなく、アイヌと日本の実状に適合した「日本型」の先住民族という枠組みを考えてみることも必要ではないか。

9　追加取材（常本談）：懇談会は評論家ではなく、アイヌの人たちに受け止めてもらえると同時に、政府、すなわち内閣、財務省をはじめとする官庁、そして政治家を説得できる理屈を考えなければならなかった。ことの善し悪しはともかく、そこが説得できなければ、何も実現できない。

10　トライバル・ガバメント（Tribal Government）とは、アメリカ合衆国の先住民族の、その部族領地内の自治政府（部族政府、部族会議と呼ばれることが多い）として認められているもの。しかし、アメリカ内務省所轄のBIA（インディアン管理局）の管理下におかれているため、その影響を強く受けているとも言われている。

11　Office of Hawaiian Affairsは1978年に設立された。詳細は公式ホームページを参照。https://www.oha.org/（2020年4月27日閲覧）

12　日本の壬申戸籍と呼ばれる旧身分も記載される書式に倣い種族の記載欄がある。

Q7: アイヌ施策推進法には自治権が保障されていないという批判がある

A7: 権利主体[13]を定めることなどに課題がある。日本では、まずアイヌの人々が生きやすい社会を実現することが重要（第３章５節参照）

アイヌ施策推進法では、先住民族であるということに、法的効果を直接には結びつけていない。しかし、アイヌが先住民族だという認識を多くの人々に持ってもらうための基盤となる。そうすることで、社会全体の受け止め方を変えていって、アイヌがもっと生きやすい社会にしていこうというのがアイヌ施策推進法の狙い。肝心なのは、アイヌの人たちが自分はアイヌだと自然体で言える社会を作ること。

Q8: アイヌに対する差別はあったのか？

A8: 現在も差別は存在していると認識している（第３章６節参照）

現在も差別は存在していると認識している。学校や社会での目に見える差別だけでなく、目に見えない構造的な差別もあると考えている。例えば、アイヌの血統を持つ子供たちは、そもそもそのアイヌ文化を生まれながらに身につける環境が失われている。

このような問題を根本的に解決していくためには、社会の意識を変える必要がある。そのためには、「アイヌは先住民族で、この北海道という土地に早くから住み、ここで独自の文化をもって生活していたのに、それを困難にしたのが、後からやってきた我々なんだ」ということを「先住民族」という言葉から認識をしてもらう必要がある。アイヌ文化を復興・振興するための施策をするというのは、当然のことだと受け止めて欲しい。

Q9: 慰霊施設では誰が慰霊をするのか？

A9: アイヌの方々が主体となる（第３章７節参照）

政府は、アイヌの方々が慰霊をする主体となるという閣議決定をした（内閣 2017）。どなたが主体となって、どのように慰霊を行うかはアイヌの方々が決めるべきこと。

Q10: アイヌ遺骨は慰霊施設に集約された後、地域返還[14]されるのか？

A10: 返還を目指し、一時的にお預かりしている（第３章８節参照）

あくまでもアイヌの方々の手にご遺骨が戻ることが一番で、慰霊施設はそれまでの間、仮にお預かりする場所という位置づけ（内閣 2017）。

13　追加取材（常本談）：これは国に対して権利を主張したり、国からサービスを受け取れる資格の話をしているのであり、そもそもアイヌとは誰かという話をしているわけではないということに注意する必要があります。

14　地域返還とは、出土地域が明らかな遺骨等を、その出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体からの求めに応じて、出土地域へ返還することをいう。詳細は以下参照。文部科学省「大学が保管するアイヌ遺骨の返還について」https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/ainu/index.htm。内閣官房アイヌ総合政策室 2018：「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続きに関するガイドライン」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/181226_chiiki-guidelines.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）

ただ、地域返還と言ってもどなたかに地域を代表して受けていただくことになるが、誰が代表なのか、それをどうやって決めるのか。そこに時間がかかっている間に裁判になった[15]。個人の場合も地域の場合も、ご遺骨を受ける潜在的有資格者は多い。その中で、正統な受け手を公正に決めるというのは容易ではないが、ようやくその手続が決まり、動き出している。慰霊施設に集約されてからも引き続き返還を続けていくと聞いている。

Q11: アイヌ遺骨を使った研究は続けるのか？

A11: 研究に対しては多様な意見があるので、アイヌが参加した慎重な手続を定める（第 3 章 10 節参照）

研究については様々な考え方がある。否定的な声は大きいが、必ずしも一様ではないし、アイヌの中にも研究の成果に期待する声はある。さしあたりアイヌが参加する慎重な審査手続をクリアした研究のみ実施可能とする（北海道アイヌ協会 他 2019）。また、慰霊施設には研究できる場所はない（アイヌ総合政策推進会議　2016, 14）。

Q12: 慰霊施設が掲げる「尊厳のある慰霊」とは？

A12: アイヌの方々が望む慰霊を行えるようにすること（第 3 章 11 節参照）

あくまでもアイヌの方々が希望されることを、可及的に実現するのが我々の考えるべきことであって、これがあるべき慰霊ですから、こういう風にしてくださいと言うことはできない。慰霊も文化であるから変容するものであり、実際に、アイヌプリ[16]だけでなく、様々なバリエーションもあるようだ。

15　最初の裁判は、2012 年 9 月小川隆吉氏ら 3 名が提訴。遺骨返還と慰謝料を請求するもの。その後も個人、団体の返還訴訟が続いた（植木 2017, 278-281）。

16　アイヌプリとは、アイヌ語でアイヌの風習で、という意味になる。以下、アイヌ語表記と日本語訳は「国立アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブ」に従う（以下、アイヌ語の注釈は同様）https://ainugo.nam.go.jp/（2022 年 1 月 4 日閲覧）

3. インタビューの詳細

インタビューワーである成田より調査の目的等を説明し、録音、撮影の許可を得た。その後、以下の通りインタビューを実施した。尚、以下の文字起こしは、個人情報を保護するため、また誤読を防ぎ可読性を上げるための最低限の修正を行っている。

成田：まず、先生のお立場が色々あると思うんですよ。大学の教員としても、政府の有識者会議[17]に所属していることもある。もちろん、先生の専攻である憲法学の学者としての意見も違う可能性もあると思います。あとですね、この問題に関わってきての個人的な思いもあると思うんです。なので、話せる部分だけで構いませんので、本日はよろしくお願いします。

常本：はい。よろしくお願いいたします。

3-1. なぜアイヌ遺骨を慰霊施設に集約するのか

成田：まずはですね、先生が今まで関わってきた有識者会議で、なぜアイヌ遺骨を集約することになったのか？という、そもそものところなんですけれど。それがはっきり読み切れていないんです。報告書[18]も出てるのは知ってるのですけど、全部通読できていないんです。

常本：有識者懇談会のことですね。第 2 回目の会合の時に、北海道アイヌ協会[19]、当時の北海道ウタリ協会の加藤理事長が委員としてお話をなさったんです。その時に、ウタリ協会として要望する事を述べられました。

これがその時に配布された「加藤忠ヒアリング資料」。これは、有識者懇談会の WEB に載ってますので、誰でも見ることができます（アイヌ政策のあり方に関する有

[17] アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会のこと、2008 年 8 月から 2009 年 7 月まで 10 回開催された。脚注 5 も参照。

[18] 脚注 4 を参照。

[19] 公益社団法人北海道アイヌ協会。1961 年から 2009 年までは社団法人北海道ウタリ協会と名称を変更していた。

識者懇談会　2008a)。ご存知のようにアイヌ政策推進会議[20]っていうホームページがあります。今は推進会議の名前がトップから消えて、アイヌ総合政策室[21]になってますけども。ともあれ、その中のリンクに有識者懇談会の旧ホームページへのリンクがあって。それをたどっていただくと、第2回の配布資料の中に「加藤忠ヒアリング資料」が含まれています。これが配布されて、それに基づいて加藤委員がお話をされたときに述べられたことの中にこういうものがあるんですね。遺骨の返還慰霊という、全国的な和解と啓蒙、象徴となるような施設の設置、というのがあって。これが、端的に言って、今につながる慰霊施設設置の要望のスタートということができます。他にも色々あるんですけれども、1年間かけて検討した有識者懇談会の報告書は、この時の加藤委員の要望を尊重し、それを実現するためには、どういう理屈がたつかという方向で検討がなされたわけです。要するにゼロベースで懇談会として何をしようかという話をしたわけではない。

まず、アイヌ民族最大の団体である北海道アイヌ協会、当時の北海道ウタリ協会から、理事会の議を経て出てきた要望を受けて、それを最大限に尊重するという方向で議論を深めて行き、その結果を取りまとめたのが、あの報告書だということができます。それが、今日における色んな個別の政策の基盤にもなっているし、今年できた法律も最終的にはそれに繋がっているということだと思いますね。

3-2. アイヌ施策推進法[6]と慰霊施設の関係

成田：その施設を設置して、遺骨を集約するとなった時に、アイヌの人々の心の拠り所となる象徴空間と、今色んなものを見ると、そう書いてあるんですけど、そのようなことだったんですか？

常本：まず、先ほど申し上げたように、ウタリ協会から要望がでたわけですけども、国がそれを実現する場合には、きちんとした理由が立たなきゃいけない。やはり他の施策も含めて、全体のパッケージとして、どういう理屈でそれを支えるのかということを考えなくてはいけないし、憲法を頂点とする日本の法体系の中で、それがどこまで可能かということも考えなければならない。で、1年間の懇談会の審議をふまえた報告書がでた訳です。その報告書の中の、「アイヌの精神文化の尊重という観点から、アイヌのご遺骨等について慰霊が必要だ」と。「慰霊施設の設置の配慮が求められる」という、まさにこの部分ですね。

成田：これは、先ほどの…加藤理事長のヒアリング資料で言う？

[20] 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（2009）を受け、アイヌの人々の意見を踏まえつつ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進する会議体。

[21] 正式名称は、内閣官房アイヌ総合政策室 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/（2020年4月27日閲覧）

常本：ええ。というか、ヒアリングで提案された慰霊のための施設と云うものを要望として受けて、それをどう国の施策として実現するのか。それをどういう理屈に基づいて実現するのかということを考えたときに、なぜそれが必要なのか、どういう説明でそれを正当化するのか、ということを述べなくてはならない。憲法の政教分離の原則があるじゃないかと言われる恐れがあるので、慰霊そのものを直接の目的とするのとは違う説明を考えなきゃいけない。それがひとつ。

で、どういう説明があり得るのかと考えたときに、懇談会として使ったコアコンセプトが文化なわけです。

日本のアイヌ民族に関する政策を一貫して支えているキーコンセプトは、やっぱり文化なんだろうと。で、文化を振興する、復興するという、そういう延長線上で議論していく方が実現性が高いと考えたわけですね。しかも文化というのは、ご承知のように広狭色々に捉えることができるわけです。アイヌ文化振興法の時は、限定的に絞りこんで歌や踊りや言語という風にして、法律の中に定義規定を置いたのですね。一般の日常用語とは違う意味で使うという場合に定義規定を置くわけです。日常用語と同じ意味で言葉を使うなら定義規定をいちいち置かないわけですね。日常用語で文化を理解しようとする場合には、国語辞典を引くと第一義として載っているように、生活様式を含む、かなり間口の広いものとして文化を捉えているわけです。だけど、文化振興法は、そうではなく、主として歌や踊りや言語というように限定したわけですね。

けれど、今回新たに懇談会に求められている要望に応えるためには、もう一度文化というものに立ち返って考えて、それを本来の文化、生活様式を含む本来の広い意味での文化という風に捉えれば、かなりのものがそこに入ってくるのだろうと考えたわけですね。この報告書の中で何度も繰り返し言っている、広義の文化っていうのはそういう意味です。

で、そういう風にして見ると、例えばこの慰霊施設についても、慰霊そのものを目的にしているというのではなく、アイヌ民族の精神文化を尊重するための施設だと云う風に言えば、文化の中に入るのではないか。ついでに言えば、生活向上施策についても、文化を担うのは生きてる人間なんだから、文化の担い手としての人間の生活を支えるということも、いわば文化振興の可能性を整備するために必要なのだと。つまり、文化をキーコンセプトにしつつ、生活様式を含むとすることで文化の幅を広げるとともに、さらにそれを広げるために文化を復興する環境の整備が必要だとすることでアイヌ文化を担うアイヌの人たちの生活をも支えようという説明を考えたんです。ちなみに、文化を担う人々というときに、工芸や舞踊などの伝承に直接携わっている人たちに限定しているわけではないことに注意する必要があります。

そういう意味で、今回の有識者懇談会の報告書は、文化というコンセプトを中心に据えて、それを色々工夫しながら、個別の施策を正当化していくというやり方を取っているんです。だから、先ほどのご質問に戻ると、なぜ慰霊施設を作るのかというと、スタートはウタリ協会の要望だということですけれど、それを実現するために懇談会が考え出した説明がアイヌ民族の精神文化の尊重というものだったのです。

3-3. アイヌ施策推進法策定までの過程

成田：生活向上や慰霊のことに関しては、法体系的にいろんなテクニックを使って整合性を取って行かなくちゃいけないってことですけど、そこまでしなくちゃいけないというか、そうまでして、やっぱりアイヌの方々に対しての施策は必要だという認識が大前提として、あるってことですよね？

常本：2008 年 6 月 6 日の国会決議がありますよね。「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」[8]。それを受けて、当時の町村官房長官が「アイヌ民族は先住民族である」という認識にたって総合的な施策を推進しますという官房長官談話を、同じ日に行っている。そこから、懇談会が始まるわけです。

その施策を構想し、具体化する道筋を示す任務を担っていたのが、この懇談会なわけですね。だから、その意味ではもう、アイヌ民族施策を実行するというのは決まっていた。その中身を考えたときに、先ほどちょっと申し上げたけれども、懇談会は、数からすれば和人が多いわけですから、そこでゼロベースでこういったことをやろうというのを考えるのではなくて、まずアイヌの人々が何を望んでいるのかということを伺って、そして、それを最大限実現するという道を進んだのであり、その要望の中に慰霊が入っていたというわけです。そしてそれを実現するための説明を、有識者懇談会の組み立てた理屈の中にどうやって当てはめていくかという作業をやっていたんです。

成田：以前に先生の一般公開講座[22]を聞いたときにも、懇談会も最初はアイヌではない日本人の方が多かったけれど、アイヌ協会員の方とか協会以外のアイヌの方にも来てもらって、どんどんアイヌの方が増えていって、分科会の方も同じように行った、と聞きました。長い期間対話をしながら、一緒にどういったものが良いのか話し合っているということですか？

常本：大きな流れとしてはですね。アイヌの方々の中にもいろんな意見があるわけですが、今回は、結局はアイヌ協会、当時のウタリ協会という、少なくともその時点におけるアイヌ民族の最も大きな団体の代表に入っていただき、アイヌの様々な意見を一旦そのウタリ協会において集約して頂いて、その結果を懇談会に反映させて頂

[22] 常本照樹 2016 年 7 月 3 日：講演会「個人の尊重とアイヌ政策」札幌独立キリスト教会

くという途をとったのだろうと思います。その後、今度は、有識者懇談会の報告書を政府が受けて、それに基づいて具体的施策の検討をするにあたって、新たな検討組織を作って、それが今でもある「アイヌ政策推進会議」ということになりますが、今度は官房長官自身が中に入って、長官が座長になる…。政策推進会議では、官房長官も含めて全部で 14 人の中で 5 人がアイヌでしたね。

しかし、アイヌ政策推進会議そのものは、官房長官が座長になってるんで、長官めちゃくちゃ忙しいですから、長官を迎えて会議を開くことができるのは年に 1 回程度なんですね。だけど、年に 1 回の議論じゃ仕事になりませんから、実質的にその議論を進める組織として、「政策推進作業部会」[23]というのを政策推進会議の下に作って、それをほぼ毎月開いたわけですね。この作業部会は、11 人のうち、北海道アイヌ協会から 4 人、関東ウタリ会 [24]から 1 人委員が出ていました。

3-4. 諸外国並みの先住民政策の可能性

常本：有識者懇談会や政策推進会議へのアイヌ民族の参加が議論になることがありますが、政策決定過程とアイヌ民族の関係をより本質的に考えると、アイヌ民族を先住民族として諸外国並みの政策を目指すのならば、本来は、アイヌ民族を適切に代表する組織を作って、それが国と対峙して、議論して結果を出すというように持って行かなければならないのではないでしょうか。他の国は、程度の差はあれ、みんなそうしているわけです。

3-4-1. アメリカ合衆国　ハワイ先住民の場合

常本：身近な例としてはハワイが挙げられると思います。アメリカは、50 州あるわけですけど、そのうち本土 48 州とアラスカの先住民は連邦政府によって公式に先住民族と認められているのですね。ところがハワイだけが先住民族と認められていない。州政府は認めているんですけれど、連邦政府は認めていない。ハワイ州の中では、人口の約 1 割はハワイ先住民系の人たちです。当然、相当の発言権を持っているわけで、州政府としては、それを無視できない。だから、ハワイ先住民について州憲法上の位置づけもしたし、それに関する施策も遂行することにした。さらに、その施策を担うための政府機関も作ったわけです。しかし、それは見方によっては、先住民族ではないにもかかわらず、特定の民族に対

[23] 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月 29 日報告）及び第 3 回アイヌ政策推進会議（平成 23 年 6 月 24 日開催）における作業部会報告等を踏まえ、政策の推進を図るため、「アイヌ政策推進会議の開催について」（平成 23 年 2 月 4 日内閣総理大臣決裁）に基づき、政策推進作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。2011 年 8 月から 34 回の会議を開催した。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/meetings.html（2020 年 5 月 10 日閲覧）。差別など現在のアイヌの人々の調査報告もまとめられている（北海道大学アイヌ・先住民研究センター 2015）。

[24] 関東ウタリ会は 1982 年に結成した首都圏に住むアイヌ民族の団体。アイヌ文化の理解活動とアイヌの権利を訴えている。

して、優遇策を取っていることになるわけですから、法の下の平等に反するのではないかという話にもなりうるわけですね。

具体的に問題になったのが、さきほど申し上げた、ハワイ州政府が作ったハワイ先住民のための施策を実施する州政府の機関、ハワイ先住民局という機関、Office of Hawaiian Affairs[11]でした。そこは、理事会が運営責任を持つんですが、その理事会の理事は、基本的には先住民だけから選出される。つまり選挙権も被選挙権も先住民だけが持つという作りになっていたんですね。で、それに対して白人が逆差別ではないかということで、裁判を起こしたんです。この事件は、連邦最高裁までいって、仰る通り、これは逆差別で憲法違反ですと、つまり原告勝訴となりました。

つまり先住民族だという連邦法上の根拠がないにもかかわらず、特定の民族に対して優遇策を取り、それ以外の州の住民に対して理事の選挙権を認めないというのは、合衆国憲法が保障する選挙権の平等に反するという判決が 2000 年に出てしまいました。そのため、それ以降、ハワイでは、自分たちも本土のインディアン並みの先住民族として正式に位置づけられなければならないということで、色んな運動が始まりました。特に注目されるのが、自分たちの自治政府を作ろうという運動です。それは、本土 48 州のインディアンは、全て部族政府、トライバル・ガバメント[10]を持っているわけで。そのトライバル・ガバメントに相当するものを自分たちも作らなきゃいけない。そうすれば、連邦政府も自分たちを先住民族と認めざるを得ないだろうというわけです。そこで、ハワイ先住民は自治政府を作るための住民投票を行うために有権者登録運動を始めたのです。

これが直ちにアイヌ民族に当てはまるかどうかは別にしても、何らかの形でアイヌ民族を代表して政府と対峙できるような仕組みを考える必要があるのかもしれません。

成田：法的に定義されていないアイヌ民族が、確実に居るよという根拠ですよね。それが見えないのは課題ですよね。

常本：話が大分、遺骨からからこっちにきちゃいましたけど。今年制定された「アイヌ施策推進法」という法律は、アイヌに関する施策を色々定めていますが、アイヌの定義にも権利にも触れていない。諸外国と比べてみると、例えばアメリカとかカナダがやっているように、先住民族と言われる集団もしくは先住民といわれる個人に対して、ダイレクトに権利を保障したり、ダイレクトにサービスを提供しようとすると、それを受ける側の資格というのを明確に定めなければいけない。どういう資格があれば、この権利を行使できて、あるいはこのサービスを受け取れるか、というのを定めなきゃいけない。しかし、アイヌの場合はどうでしょうか。

日本の戸籍についていえば、現在の戸籍にはもちろんアイヌである旨の記載はありません。しかし、何世代かさかのぼれば、アイヌの名前がでてくることがある。だ

から、先祖にアイヌがいれば、その子孫である自分もアイヌであるということで、それが公的証明になるということができるでしょう。しかし、残念ながら北海道の中で戸籍が編成された時期は地域によって違うわけですし、アイヌ民族が、名前を和人風に切り替えた時期というのも、地域によって違うといわれています。

とりわけ、函館周辺みたいに、和人との交流が早くから進んだところは、早い段階で和名に変わったといわれている。他の地域でもそういうところはあると聞いています。そうなると、除籍謄本をいくら探っても、アイヌ風の名前が出てこないところがあるかもしれないということになる。だから、神様の眼から見れば、この人はアイヌだ、アイヌの子孫だって分かる人だとしても、残念ながら法的記録によっては、それを証明できないことがあるということになりますね。そうなると、国が法律でもって、施策の適用される対象者を決めようと、あるいは権利を保障しようというときに、それでは十分な根拠とは言えないのではないか[25]。

3-4-2. 台湾　原住民族政策

常本：同じような問題は台湾にありましてね。これ、ご覧になったことがあるかもしれないけれど、台湾の戸籍なんですけども（台湾の戸籍の写しを見せてくれる）、日本が台湾を50年間統治[26]していた間に、台湾の戸籍を、原住民も含めて、作成しました。台湾では、一般でいう先住民の方々は原住民と自称しています。ご覧のように、種族欄っていうのがあって、そこに「熟」って書いてあります。台湾の原住民族と漢民族の接触は、明、清の時代からずーっと続いているわけで、その当時、原住民族は大きくふたつのグループに分けられていました。熟番（じゅくばん）と生番（せいばん）といいますけれど、熟番というのは、台湾島西部の平野部に住んでいたために、早い段階で漢民族に同化され、漢文化を取り入れた人々のことです。生番というのは、山間部に住んでいたため、漢民族による同化を免れた人々です。だから、今、台湾には原住民族が16族いるといいますけれど、それは、全部ではありませんが、殆どが山間部に住んでいた生番の子孫ということができます。

で、平地に住んでいた人々は、原住民であっても熟番と言われるようになり、日本統治時代に至って戸籍上、「熟」と記載されるようになったのです。生番は「生」と記載されています。

この戸籍は、今現在でも使用されているので、原住民かどうかは、台湾では戸籍を見れば一目瞭然なんです。逆に言えば、台湾政府は、戸籍上証明されないものは、原住民と認めないという政策を取って

[25] 追加取材（常本談）：この問題はもっと時間をかけて実証的に検討する必要があると思います。また、これは国に対して権利を主張したり、国からサービスを受け取れる資格の話をしているのであり、そもそもアイヌとは誰かという話をしているわけではないということに注意する必要があります。

[26] 1895年4月17日から1945年10月25日まで。

います。台湾はよく、原住民族政策が進んでいて、高等教育を優先的に受けられるとか、あるいは年金が早くもらえるとか、色んな施策があるといわれますけども、しかしそれは、この戸籍によって証明されなければいけないんですね。

川本＆成田：なんか、皮肉な話ですね…。

3-4-3. アメリカ合衆国　先住民族インディアン政策

常本：あるいは、こんなのもあるんですね。これはアメリカのインディアン[27]が持ち歩いているIDカード（データを見せてもらう）ですけれども。これを見ると、これはチカソー部族ですけれども、このカードを持っている人間は、チカソー・トライブの血統を4分の4持っているということを証明しています。

成田：血統を4分の4って、そこまで？

常本：そうです。チカソーの血統を100％保有していると言うことです。これの背景にはいくつか事情があって、なぜそれが分かるのかというと、これは100％という時点が確定されているからですね。というのは、例えば、アメリカはご承知のように、イギリスから独立[28]をして、アメリカ合衆国になってから、イギリスがやってた方式を引き継いで、インディアン部族とアメリカ合衆国が交渉して[29]、土地を接収していくっていうことをしていったわけです。

その時に条約を結ぶわけですね。そして、合衆国はインディアン部族と条約を結ぶ際に、相手方のインディアン部族のメンバーリストを作るわけです。で、その当時のメンバーリストに載っている人は、昔のことですから当該部族の血統を100％保有していると見なされるわけですね。その後、アメリカ政府は今日に至るまでいくつもインディアンに関する法律を作ってますけれども、代表的なものは19世後半に作った、北海道旧土人保護法のモデルになったともいわれるドーズ法ですね。一般土地割当法[30]が正式名称ですけれど、それが、インディアンの保留地を個人に分割して、給与するという北海道旧土人保護法と類似の仕組みをとっているのです。

ともあれこの法律の適用を受けるかどうかは、インディアンが選べるんですけれど、適用を受けることを選んだトライブについては、そのトライブのメンバーリストを作る。それから、現在のアメリカンインディアンの多くは、自前の部族政府を持ってますけれども、それは、西洋近代国家的なス

27　アメリカ合衆国ではインディアンを法令用語として用いている。アメリカ先住民の大半を占める主要グループの一般的な呼称。チカソー、スー、シャイアン、コマンチなど多数の部族が存在している。

28　アメリカ独立宣言1776年7月4日

29　インディアン移住法1830年5月28日。合衆国は、インディアン部族が権利を保留する「保留地」へインディアンを強制移住させた。その管理は陸軍省が、1849年からは内務省が行い、食料や物資などを支給する。この法律により部族ごとに条約が締結された。

30　一般土地割当法（General Allotment Act）1887年2月8日。ロングタイトルは「種々の特別居住区に住むインディアンに単独所有で土地を割り当てること、アメリカ合衆国およびテリトリーの法律の保護をインディアンに広げること、およびその他の目的を規定する法」

タイルになっていて、立法権、司法権、行政権を有し、法執行機関としての警察もあるのですけれど、この政府を作る根拠になっているのが 1934 年インディアン再組織法[31]という法律ですが、その法律の適用を受ける時にも、部族のメンバーリストを作ってるんですね。このように、18 世紀から 19 世紀前半にかけての条約、それから 19 世紀後半のドーズ法、20 世紀初頭の再組織法などを作った際に、合衆国政府はインディアンのメンバーリストを作っているのであり、それを基礎にして家系図を作ることによって、自分はこの 100%の祖先から何世代経っていて、その間に誰と結婚していて、その結果今自分の血は何%残っているかということが計算できるということになってるんですね。

で、それを計算することもサービスのひとつとしている役所がアメリカにはあって、そこに申請すると、はい貴方は何%ですって風に証明書を出してくれるんです。それがこの ID カードというわけですね。アメリカの場合には、例えばここにあるチカソーだとか、あるいはスーだとかシャイアンだとかコマンチだとか、それぞれのトライブが準独立国という、準主権国家という位置づけを法的には与えられているのですから、部族のメンバー、すなわち国民をどういう基準で定めるかは、自分たちが自由に決められるわけで、血統を基準にする場合でも、何%の血統を要求するかも、部族自身が決めます。

100%要求するのでもいい。50%でもいい。25%でもいい。あるいは、誰かその先祖に部族民がいればいいという部族もあるようです。これは、いろんなバリエーションがあって、どれをとってもいいのであり、結果的にそのトライブのメンバーであるとされた者が法的な意味でのインディアンとして扱われることになります。しかし、その他に連邦政府が独自に作ってる法律の中には、トライブを介在しないで、ダイレクトにインディアン個人に適用される法律もあるんです。で、 そのような法律においては、合衆国政府は基本的には 25%っていう血の濃さを要求しています。

このように、アメリカにせよ台湾にせよ、誰が法的な意味での先住民であるのかを客観的に決定するシステムを持っているわけです。この話をすると長くなるので、ここでやめますけれども。

3-4-4. 日本国　アイヌ民族の場合

常本：日本の場合ですが、まだアメリカや台湾のような個人認定のシステムができていないとしたら、個人認定を条件としない法制度を作らなければならないことになるでしょう。そこで、今回のアイヌ施策推進法で考えられたのは、交付金という制度の活用でした。すなわち、アイヌが住んでいる自

[31] ロングタイトルは「インディアンの土地と資源の保持・発展、インディアンの実業維持の権限拡大、インディアンのための融資制度の確立、インディアンの自治の諸権利の承認、インディアンのための職業教育の提供、およびその他の目的を定める法」。アメリカ合衆国の過去のインディアンに対する土地の割当て政策を変更し、部族組織を促進させようとするもの。

治体が交付金の受け皿になって、自治体がアイヌと一緒に相談をしてアイヌ施策推進地域計画を作って、国に申請することにより、事務局としての苦労は自治体に担ってもらって、実際の事業はアイヌが中心になって行うことができるのです。事業実施主体はアイヌに限定されません。さきほど申し上げたように、個人認定の問題もあります。でも、実際にはアイヌの人たちが担ってくれるのではないか。そこらへんは、地元が一番よくわかっているので、地元にお任せするのが現実的な方法ではないかと思われたのでしょう。こうすることで、広い意味での文化復興を最も適切に実現できるとともに、個人認定という高いハードルを越えることなく、結果的にアイヌの人たちに経済的メリットを受けていただくこともできると期待したのではないかと思います。

ただ、これについても、以前、ウタリ福祉対策[32]について言われた様に、結局得するのは和人だけではないかという批判が出る恐れがないわけではありません。しかし、それは考えようで、今のアイヌ施策の基本的な理念は民族共生です。民族共生というのは、異なった文化を持つ民族が仲良く生きていこうということですから、同じ地域、同じコミュニティの中で、隣り合って住んでいるアイヌと和人が仲良く暮らしていく、異なった民族同士が暮らしている地域が全体として豊かになっていく、それこそが民族共生の理念に合致するのではないでしょうか。

このように、文化振興に基づくアイヌの人々の利益をベースラインとして施策や事業は作ってもらうけれども、そこに和人が関わるということは否定しない。逆にそれが民族共生という理念の実現につながる、というのが今回の交付金の考え方なのではないかと思います[33]。

3-5.自治権のないアイヌ施策推進法が目指す社会

成田：自治権など高度なものが保障されてないと批判されることの多いアイヌ施策推進法ですが、どんな社会が実現できれば良いと思いますか？

常本：アイヌが先住民族だという認識を多くの人々に持ってほしい。そうすることで、社会全体の受け止め方を変えていって、アイヌの人たちがもっと生きやすい社会にしていこうというのが、アイヌ施策推進法の狙いなのだと思います。気の長い話だと思われるかもしれないけれど、今の日本社会が直面している問題とは何かと言うことを考える

[32] 北海道内に居住するアイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るために生活実態を把握し、政策検討の基礎資料を得ることを目的とし、北海道ウタリ生活実態調査（現在は、北海道アイヌ生活実態調査）を実施。翌年度の外部委員による政策のあり方に関する検討を経て、翌々年度に新たなウタリ福祉対策を策定してきた。1974 年から 2001 年まで。7 年ごと第 4 次まで（井之口 2014）。

[33] 追加取材（常本談）：アイヌ施策推進法では、アイヌ系住民がいることを自治体による交付金申請の必須要件としているわけではありません。住民がアイヌかどうかは確定できないので、アイヌ文化の復興に有効な事業計画であれば採択されることは可能。

と、一番大切なのは、アイヌの人たちが自分はアイヌだと自然体で言える社会を作ることなんじゃないかと思うのです。

アイヌ民族に先住民族としての権利を保障することには重要な意味がありますが、そのためにはすでにお話ししたような前提条件の整備が必要です。その条件整備も進めながら、まず目指すべきことは、今の社会では、私は、この法律の制定に関わった者の一人としては、そういう社会の受け止め方を変えていくことが、大事なことなんじゃないかと思ってるんですね。

3-6. アイヌに対する差別

成田：アイヌ民族に対して差別があるというのは、有識者懇談会など、国の関係者での共通認識ですか？

常本：はい。共通認識ですね。報告書[23]にも書いてあります。思うに、差別というのは色んな次元があって、文字通り学校でのいじめだとか、社会でのいじめだとか、そういう目に見える差別はよく知られているでしょう。ただ、もうひとつ、我々が意識しない差別もあるのです。例えばマジョリティの日本の子供達は、子供の頃からいろんな絵本だとか童話、童謡だとか、そういうものを通じて日本文化を当然のように身に付けて行くんですね。アイヌの血統を持つ子供たちには、そういう環境はあるのでしょうか。アイヌ語やアイヌの世界観に基づく絵本や童謡などを通じて自然にアイヌ文化を身につけていくことはできるでしょうか。最近はアイヌ民族文化財団の事業としてアイヌの絵本などが出版されるようになりましたが、まだ一般には普及していませんし、昔は一切なかったわけですから。アイヌの血統を持つ子供たちは、そもそもアイヌ文化を生まれながらに身につけるという環境がなかったわけであり、それは、実は本質的、あるいは、構造的な差別なんじゃないかと思われるわけです。

このように、差別は色んな次元を持っているんです。だから、それをどうやって解消していくのかってことを考えると、目に見える差別を解決することはもちろん大事だけれども、それだけじゃなくて、目に見えないところにある差別をも根本的に解決していくためには、社会の意識を変えていかなければならないのではないかと。そのためには、アイヌ民族は先住民族だということを宣言することが大切だと考えています。先住民族の定義も重要ですが、まずはこの北海道という土地に和人より先に、独自の文化をもって生活していた人々がいたということを認め、その文化が北海道「開拓」の中で深刻な打撃を受けたのだから、その「開拓」によって受益した我々が、アイヌの人々に対して、その文化を復興させるための努力をするというのは当たり前ではないかということに気づいてもらうための手がかりとして、この先住民族という宣言が役に立つのではないかと思っているのです。

成田：未来の社会をどこに持って行くか、そこに民族共生ってあるわけですよね。で、そこに行くために、過去に起こったことを、清

算はできないかもしれないけれども、もう1回見つめ直さなきゃいけないなと思ってます。

3-7. 慰霊施設では誰が慰霊を行うのか

成田：アイヌ民族が置かれている状況をお話しいただきましたので、それを前提として、慰霊施設の方に戻します。慰霊施設には、今はとりあえず、遺骨を全部集めますよね。で、その慰霊をするのは、やっぱりアイヌの方々が、っていう方向になってるんですよね？

昔、北大が慰霊のための基金を作りましたよね？そして、それをアイヌ協会へ…

常本：昭和63年の？

成田：はい。医学部が中心になって基金[34]を作って、それをアイヌ…。

常本：それをウタリ協会にお渡しして…。

成田：当時のウタリ協会ですね。で、その基金を運用して、それで、全道からアイヌの方が来たりとか、準備して北大での慰霊行事を行っていると。

今後、慰霊施設ができた場合も、基本はアイヌ協会が主催して、慰霊を行うことになるんですか？

常本：平成26年の閣議決定[35]があって、そこに慰霊施設に関する決定も含まれているわけですけれども、その中で「アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図る」とされています。ですから、アイヌの人々が主体的に慰霊をすることが想定されています。

しかし、慰霊の主体はアイヌ協会に限定されているわけではありません。実際には、ひとまずアイヌ協会という、一番大きな団体が中心となって動くことになるのかなとは思いますが、最終的にはアイヌの人々の中で、主催者を含む実施方法を決めていただく筋合いだろうと思います。

成田：で、それであれば、アイヌ協会から除名処分案が提出されて、結局自分から退会された方の団体も…。

常本：新ひだかですか？

成田：はい。また、新しい団体[36]ができてるんですよね。そうなると、そちらの団体でも、慰霊を、そこでしたいと言えば…。

常本：慰霊施設は、建物は国が作って、管理は財団[37]に委ねている訳ですけども、慰霊そのものは、アイヌの方々が行うものです。例えば、今北大のイチャルパ[38]でやっているように、年に1回オール北海道で慰

34　北海道大学（2013, 101-106）の「2-6.供養祭基金の設置（1988年8月4日）」には、ウタリ協会と北大医学部のやり取りが記録されている。

35　2014年（平成26年）6月13日に決定され、その後2017年（平成29年）6月27日に一部変更された（内閣2017）。

36　静内アイヌ協会（任意団体）。2019年9月設立。新ひだか町には、新ひだかアイヌ協会、三石アイヌ協会に続く3つ目のアイヌ民族の団体となる。

37　公益財団法人アイヌ民族文化財団。1997年設立。2017年内閣府からウポポイの運営主体として指定される。https://www.ff-ainu.or.jp/（2020年4月27日閲覧）

38　正式名称「北大イチャルパ文化交流の集い―北海道大学アイヌ納骨堂におけるイチャルパ―」。1984年から毎年開催し、2019年には第35回目の北大イチャルパが開催された。

霊の儀式を行うとすれば、一番大きな団体である北海道アイヌ協会が主催するということもあるでしょう。でも、それは年に 1 回のことですから。他の日に他の団体がおいでになって慰霊しても、あるいは、団体でなく、個人で慰霊することもあり得るでしょう。

3-8. アイヌ遺骨の返還について

成田：慰霊する施設ではありますけれど、集約したご遺骨を返還する話も進んでますよね。

常本：慰霊施設というのは、平成 26 年の閣議決定[39]にあるように、あくまでもアイヌの方々の手に遺骨が帰るまでの間、仮にお預かりする場所という位置づけです。

成田：やはりアイヌの方のところにご遺骨があるのが一番だと思うんですけど、中々返還が上手くいかず…。ほぼ、裁判の和解[40]になってますね。

常本：そうですね。

成田：これは、別にどちら側がっていうはなしではないのかもしれないんですけど、なんでするっと返還できないのかなって。

常本：ひと言で言えば、どなたにお渡しすれば良いのかが一義的に明確でないと言うことですね。

成田：そこなんですよね。

常本：今北大とか、全部で 12 大学でお預かりしているご遺骨のご子孫は、もう何代も経っているわけですから、何人もいらっしゃるわけです。だとすると、その中の誰にお返しをしたらいいのか。あるいは、地域返還について言うと、地域返還と言っても、実際にはどなたかに代表して受けていただかなければならないのでしょう。では、どなたが地域を代表して、ご遺骨を受けてくださるのにふさわしい方なのか、それをどうやって決めるのか、と[41]。

成田：そうなんですよね。どうやって決めるのか。

常本：つまり、どなたにお返しすれば本当の地域返還と言えるんだろうかということを考えている間に、裁判が提起されたと言えるかもしれません。平成 25 年 6 月に、政策推進作業部会が「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」というペーパーをまとめました。これは今でもウェブで見ることができますが、その中に、ご遺骨の返還に関わる基本的な方針が書かれているんです。

それをご覧いただければ明らかなんですが[42]、要するに、地域返還が本筋ではあるけれど、その実施のためには検討すべき課題があるので、その検討をしなが

[39] 脚注 35 参照。

[40] 詳細は成田（2020）添付資料のアイヌ遺骨問題関係年表を参照。

[41] 追加取材（常本談）：個人返還の場合は、ご遺骨と受け手の血縁があるということが正当性の決め手になります。しかし、地域返還を行う場合、返還すべき団体を構成する方とご遺骨との血縁の有無は問いません。

[42] アイヌ政策推進作業部会（2013）には以下のように記されている。「海外では、遺骨の返還に当たり、民族又は部族に返還する事例が多く見られること、また、アイヌ

ら、まず個人返還から始めていこうと言うことであり、この考え方に基づいて、いま個人返還を進めていると考えられます。しかし、地域返還の仕組みは、色んなバリエーションを考えてみたんですけれども、なかなかどれも一長一短でした。

例えば、昭和 60 年から平成 13 年までに、北大は、返還を希望された北海道ウタリ協会の支部に、5 カ所でしたが、35 体のご遺骨をお返ししています。しかし、現在は、専ら北海道アイヌ協会の支部というか地区協会にお返しするのが適切なのかどうか。

成田：そこではなく、私に返してくださいって人が、個人とか、団体とか出てきて。

常本：そうですね。

成田：北大側としたら、もうアイヌの代表だと思っている団体と話をしているところに、違うところからきて、多分戸惑ったんだと思うんですよね。で、そうしている間に、裁判になる。あとは、その返してって言った方が、余りの対応の冷たさに、かなりの衝撃を受けていることが書かれている書籍[43]もありますね。その辺りから、さらにこじれ始めたのかなって思いました。

常本：地域返還の仕組みには色んなバリエーションがありうるというお話をしましたけれど、例えば、地域に住むアイヌの方々で、新たに代表組織、受け皿組織を作っていただいて、そこにお返しをするという方法があるかもしれない。でも、これは、現実にはなかなか簡単にはできないだろうと思いました。ほかにも、例えば、アイヌ協会の地区協会がある地域については、そこが、排他的に受け取ることは昔みたいにはできないにしても、そこが中心になって、非協会員とも話し合いをしながら、地域のご遺骨の受け皿となる、というやり方もあるかもしれない。

ただ、問題は、北海道アイヌ協会の地区協会[44]というのは、北海道の自治体の半分ほどにしかないんですね。それでは、地区協会のない所はどうしたらいいのだという話になってきます。自治体そのものに受けてもらうという方法もあるのかもしれない。自治体の場合には、その地域の全住民を代表しているのであり、その住民の中にはアイヌも入るわけですから、理屈の上では、アイヌも、協会員、非協会員問わず全て代表されているわけです。しかし、現実には手を挙げる自治体があるのかどうか。

このように、色々考えたんですけれども、これはというものが、どうもなかったんですね。で、最後にこれでいくしかないかと思

民族においても、かつてはコタンを単位として祭祀を行っていたこと等を考慮すると、コタン又はそれに対応する地域のアイヌ関係団体に遺骨を返還することが、アイヌの精神文化を尊重するという観点からは望ましいとも言える。一方、現実問題として、現在、コタンや、それに代わって地域のアイヌの人々すべてを代表する組織など、返還の受け皿となり得る組織が整備されているとは言い難い状況にあることも考慮する必要がある」。

43　土橋（2017）や北大開示文書研究会（2016） など。

44　50 団体：公益社団法人北海道アイヌ協会ホームページより（2020 年 4 月 20 日調べ）。北海道の市町村数は、179 自治体。

ったのが、手続的解決です。要するに、その地域からどなたかが、「自分が地域を代表して受けます」という風に手を挙げたとします。で、その後に同じ地域から、「いや自分の方が」という競合的な請求がでてこなければ、最初に手を挙げた人が黙示的に代表性、正統性を得たことになる。つまり、地域を代表する正統性を手続的に獲得すると考えたわけです。もし、二番手が出てきたとしたら、一番手と話し合ってもらって一本化を図る。

今出来上がっている地域返還のガイドラインは、そういう考え方に基づくものなのだとわたしは見ています。

3-9. 遺骨の「返還」と「引き渡し」

常本：そうこうしている間に、北大を被告とする裁判が提起されました。なかなか信じていただけない向きもあるようですが、少なくとも北大の関係者は、できるだけご遺骨をお返ししたいと思っているのです。しかし、アイヌ民族のご遺骨は全国各地の大学に分散しているのですから、統一的にお返しできる地域返還の公正な仕組みができるのを待っているのに時間がかかってしまった。ただ、見方によると、裁判というルートによることによって、ご遺骨を、正規の地域返還によるよりも早くアイヌの方々の手にお届けすることが可能になったということはできるかもしれません。

成田：今のでちょっと、分からないんですけれど、今の、遺骨、アイヌの方のご遺骨って、北大が持ってるんですよね？

常本：事実としてはね。

成田：事実として。他の大学や博物館にもありますけれど、北大にあるのは、北大のものですよね？

常本：いや、ご遺骨の所有権の問題は必ずしも整理がついているわけではありません。

成田：そうなんですか？

常本：北大は占有し管理しているだけです。

成田：管理ですね。では、その返還に対しての決定権は、国が持ってるんですか？

常本：いえ、国はガイドラインを作るのであり、これに従って返還するかどうかは大学の判断です。それと、地域返還と、裁判による引き渡しは区別した方がいいという考え方があります。これまでの裁判による引き渡しは、原告から要求されたことに対して、被告である北大が和解という、両当事者の話合いでもって決着をつけるという形で行われてきました。裁判所としても判決を書くのは難しかったのでしょうね。

成田：だから、両者で話し合ってと？

常本：そうです。裁判所が間に入って、両者で話し合ってくださいってことですね。

それで、北大としては、その話し合い、和解によって引き渡しに応じてきたわけです。ただし、これは引き渡しであって、返還ではないのではないか。地域返還という

のは、何度も申し上げたように、その地域を、何らかの理由でもって、正当に代表している人に受けていただくのが返還だと考えられてきました。その点、裁判の原告は、その地域の他のアイヌの人々から代表権を付与されているわけではないのですから、原告にご遺骨をお渡ししたとしても、それは、言葉の本来の意味での地域返還とは言いがたいのではないかという考え方もあるのです。

成田：だから、手続き的仕組みの中で、キチンと返還を…

常本：…するように、今、進めていると聞いています。

成田：今、札幌の中に、地域返還の…

常本：ええ。窓口[45]が、時計台のところにありますね。

成田：ですよね？10 月の…あともうすぐですよね。期間終了が

常本：受付の期間？

成田：そうです。地域返還の受付の期間。

常本：いったん締め切って白老の慰霊施設に集約するはずです[46]（文部科学省 2019b）。

成田：白老に集約してから、また続けて？

常本：はい。続けるはずですね。

成田：続けていくのですよね。そして、地域返還と言うのは、日本国内にある大学、あちこちで保管されているご遺骨全てに…

常本：はい。全てに当てはまることです。

成田：ですよね。で、今回の裁判の和解は、たまたま、北大。

常本：はい、北大が訴えられた。

成田：はい。で、たまたま札医大が…。ってことで。

常本：はいそうです。

成田：で、そういう個別のことではなく。もっと、大きく返還するために、仕組みを作って行うということですね。

常本：そうですね。

3-10. アイヌ遺骨を使った研究は続けるのか

成田：アイヌのご遺骨は、研究資料として集めてきたわけなので、…集め方もひどい話ですけど。なので、今、実際問題使ってないとしても、ご遺骨を手放すことに難色を示している方もいらっしゃいますよね？

常本：いわゆる入手の経緯等について問題のあるものが少なくないにしても、将来に向けた研究そのものまで否定することはできないのではないかという考え方もあります。アイヌ民族の承諾を得るということを始め、研究をする条件をできるだけ厳密に絞りながら、しかし、その研究の可能性そのものは潰さないというやり方で、今進め

[45] アイヌ遺骨等地域返還連絡室札幌事務所：2019 年 4 月～2020 年 3 月 27 日閉室。

[46] 9 大学から 1,287 体（うち個人が特定できる遺骨 12 体）と、個体ごとに特定できなかった遺骨 287 箱が慰霊施設に集約された（文部科学省 2019b）。北海道大学（2019）と脚注 55 も参照。

ていると聞いています。それと、一部で誤解があるのは、白老の慰霊施設に集約した後、慰霊施設そのもので研究[47]をやるんだろうと、言われることもありますけれども、それはあり得ないんですね。そんな設備はありません。

成田：入手経緯に問題があったとしても、研究そのものを否定することはできない。であっても、そのことでアイヌの方々がどれだけ傷ついてきたのかっていうのを考えると、ハイどうぞお好きにとは言えない。

常本：そうですね。ですから、アイヌ民族が参加する慎重な倫理審査手続を定めているわけです。

成田：そこから先は、国としては口を出せない範囲？

常本：遺骨の研究については、アイヌ民族の中にも、色んな方から話を聞いてみましたけれども、実は様々な考え方があります[48]。例えば、自分たちの民族の出自を知りたいとか、あるいは、遡ると縄文に至るまで、自分たちの先祖は辿れるんだということを確認したいという人とかもおいでです。そういった関心を持ってる方々も、少なからずいらっしゃるわけです。

しかし、こういう考えをお持ちの方は、あまり大きくは発言されません。ほかでもそうですが、ここにも一種の情報の非対称性[49]のような状況があるのですね。しかし、政策を考える側としては、これも遺骨に限られたことではありませんけれども、アイヌの人々の意見をできるだけ聞いて検討を進めるというときには、熱心に主張される意見が重要であることはいうまでもありませんが、声なき声にも耳を傾ける必要があるのではないかと思います。そこが難しいところですね。

成田：それでも、研究に対してかなりセンシティブになってる方々っていうのは…。

常本：はい。いらっしゃる。

成田：そのひとつの原因として、今まで研究している側からの、フィードバックがなかったことも影響してますよね。

常本：そこは、また別の問題です。研究に批判的な方々の中には、いかなる研究も一切認めないという方々と、研究そのものを頭から否定するわけではなく、問題の本質は研究の成果が自分たちにフィードバックされてないことだという方々がいます。もちろん、過去の研究の問題の一つとしてフィードバックが欠如していることを指摘しつつ、

47　アイヌ総合政策推進会議（2016, 14）には「博物館や公園と重複する機能、調査・学術研究は担わないこととし、慰霊施設の中に調査・研究を行う施設は整備しない」と記されている。

48　追加取材（常本談）：例えば、三世代基準をクリアするものであれば、研究そのものは否定しないという意見もあります。三世代基準というのは、今生きている人から三世代以上昔の人骨であれば研究対象として認めるというものです。三世代は概ね100年にあたりますが、これだけ離れれば生きているときの姿に接していないと言うことでしょう。オーストラリアなどでも採られている考え方のようです。

49「情報の非対称性」とは、経済学の用語で、売り手と買い手の間に情報格差があることを指す。この文脈では、入ってくる情報が不均等であることを意味する。

今後の研究は一切認めないという人もいますから、この二つは相互に排他的というわけではありませんが、問題としては分けて考えることができるでしょう。研究そのものを否定しない立場に立つとしても、その成果をアイヌ民族自身にフィードバックすることは必須と言うべきでしょう。今後の研究については必須の条件ですし、過去の研究についても、できるだけその成果をアイヌ民族に還元する努力をあらためて行うべきでしょうね。

3-11 慰霊施設が掲げる「尊厳ある慰霊」とは

成田：大分長くなったので、最後にひとつだけ。先生が考える、尊厳のある慰霊というか…。慰霊をするということに関する…、これ多分、法律上の話ではないんですよ。気持ち上の話なのですが、それって、どういうものだと思いますか？

常本：我々の考えるべきことは、あくまでもアイヌの方々が希望される慰霊を、どうやって実現するのかっていうことであって、これがあるべき慰霊ですから、こういう風にしてくださいっていうのは筋違いでしょう。

成田：民族が違うと文化が違うので、私たちが思う尊厳のある慰霊とは違うんじゃないかと思っています。あくまでも、アイヌの方のものじゃないんじゃないかと。

常本：わたしは専門ではないのでよくわかりませんが、伺う限りでは、アイヌの方々の行っている慰霊にも、我々が想像する以上にバリエーションがあるようですね。

アイヌプリで慰霊をしている人もいれば、仏壇にお参りしている人もいるようです。慰霊や儀礼というものも文化ですから、当然変容するものでしょう。これが、アイヌの慰霊ですっていうような、本質主義は成り立たないと、私は思いますね。

3-12. 国連の先住民政策に準拠すべきか

川本：アイヌ側が、いわゆる代表的な団体を作るのが解決策としてはあるということでした。特にアメリカの場合は、まさに先住民以外においても、州がそれぞれの国家であるという意識が強い。そういう国民の歴史としての下地があって、初めてトライバルなガバメントができたということかなと。もちろんそれも作るのは、困難な歴史があったと思うんですけれども、まず可能になったと。でも日本の場合は、かなり違う歴史を持っている中で、違うモデルみたいなものがあり得るのか、それともやはり…。

常本：まさにそれは根本的な問題ですね。今、アイヌ民族の問題を考える時に、先住民族という枠組みを使って進めて行こうというのが、当然の流れのようになっているんですが、本当にそれが唯一の正解かっていうのは、今ご指摘のように、考える余地がないわけではないのかもしれません。

ただ、現実問題として考えると、他の枠組みがありうるとしても、今の国際社会の中で、民族的マイノリティについて現実に力を持って動いているインタレストグループは先住民族なのだということは無視できないですね。

それに、先住民族についても、アイヌ及び日本に適した枠組みというのが、実はあるのかもしれない。私自身、日本型先住民族政策[50]という言い方をすることがあるのですが、それは、そういう意味なんですね。先住民族という枠組みは、アイヌ民族にとっても有効だけれども、100%アメリカやカナダ型のものを持ってこないと意味がないということではないはずなので。国連宣言も認めている[51]とおり、それぞれの先住民族の置かれている状況は違うんだから、それぞれに適した政策を考えるべきではないか。そうしないと、余計なリスクを背負い込むことになる恐れもあります。本来、必要なメリットに見合ったリスクを負えばいいのであって、必要なメリットを超えたリスクを負う合理性はないのではないかと思います[52]。

川本：そうですね。逆に、そういうものを、アイヌの当事者の方々に負わせるのは、また、おおきな問題。

成田：似たような話で、イメージの中のアイヌっていうっていうのは、一般の方にもかなりあるんですが、それに対して迷惑だって言っているアイヌの方も…。

常本：いらっしゃるでしょうね。突き詰めて言うと、我々が考えなきゃいけないのは、アイヌという意識を持っている人々の幸福ないし福利をどう実現するかという問題であり、それが究極の目的であって、そのためには借り物ではない、日本型の先住民族政策というものを、考えていくべきではないかと思っています。

川本：仰る通り、やはりどうしても外から持ってきた概念を使うと、逆にその物事の本質を考えなくなってしまう。我々日本の歴史とか、アイヌの方が実は置かれていることを考えて、そこから立ち上がってくる解決策が、誠実で一番の態度だと思います。

常本：先住民族というコンセプトは、もともとアメリカやカナダに現に生きているインディアンたちやイヌイットたちの、自分たちの生活を何とかしなくちゃいけない、明日を創らなくてはいけないという要求に見合うようにできた政治的コンセプトだという側面があるといわれています。であれば、アイヌ民族についても、現に生きている人たちの社会的地位が向上し、アイヌであるということに誇りを持てるような社会を実現するためには、現実の状況の中でどのような戦略を採るべきかと言うことを冷静に考えるべきではないでしょうか。

成田：大事なのはそれなんだな、と思いますよね。

50　欧米の政策の元になっている実体的先住民族概念と異なり、日本における政策は「国が負う責務の強さとその理由（民族側の同意の欠如）に着目する考え方」であり、手続き的先住民族概念と呼ぶことができるだろうと常本（2011）では記されている。

51　先住民族の権利に関する国連宣言の前文 23 項

52　追加取材（常本談）：台湾の平埔族政策に同じような発想を見て取ることができます。

3-13. 慰霊施設のモニュメントやレリーフについて

成田：もうひとつだけ。慰霊施設にあるモニュメントですが、どうして急にできちゃったのかなってのが、分からないんですが。

常本：アイヌ民族が被ってきた様々な苦難というものを語り継ぐためのモニュメントを、象徴空間の中に設けるべきであるという話は、かなり以前からあったんです。それが、比較的最終段階になって、慰霊施設については少なくともそういう問題が象徴的に現れているところでもあるので、そこにモニュメントを設けるべきだっていう声が、改めてアイヌ協会から強く出てきたということですね。

成田：イクパスイ[53]が突き立ってるのを見て、これは、地面に突き立てるものではないはずだなと、私は思ったんですよ。

常本：阿寒[54]にもありますよ。

成田：阿寒でも突き立ててるんですか？

常本：阿寒湖のアイヌシアター『イコロ』の前に6本立ってますね。でも、あれは、アイヌが立てたのですから、我々がどうこう言う筋合いではないのではないでしょうか。

成田：そうですよね。本人がやる分には。文化は変質していくものなので、ご本人がこれやろうって、かっこいいと思ってやって。みんながかっこいいと思ったら、文化になるわけで、100年経てばね。

常本：そうですね。

左から慰霊施設の墓所（内部非公開）、慰霊行事施設、モニュメント。筆頭筆者撮影。

[53] イクパスイとは奉酒箸のこと。神に酒を献ずるために使う木製品。

[54] 釧路市阿寒町にある「阿寒湖アイヌコタン」のこと。

3-14. 遺骨返還の次のステップ

成田：ご遺骨があるのは大学だけじゃないので[55]、次はそこに行くんだろうなと、思っているのですが。

常本：もうすでに始まってます。

成田：本当は集めないで、そのまま返せるのが良いんですけどね。

常本：なぜ集約するんだって話は、もちろんあるんです。何故、白老かってことも含めて。これはアイヌ協会の意向として、「北海道開拓」の動きの中で大変苦労した先達を慰霊したい、しかし、ご遺骨は全国各地にあるわけで、そのすべてに行って慰霊することは、残念ながらできない。保管のされ方も大学によって色々です。だから、一か所に集めて、そこで、北海道全てのアイヌが集まって先達の慰霊をしたいということ。もうひとつは、国の施設に集めて慰霊するということは、国の責任を明らかにすることに繋がる。先達が大変な苦労をしたということについて、ですね。

これは、まさに、先住民族施策である。先住民族施策として、国の政策の中で苦労した先祖の御霊を子孫である我々が慰めるためには、国が責任を持って作った施設の中に収めて、一体的に慰霊をするということが必要なんだということだと聞いています。なぜ白老かという指摘についても、それはどこに作っても同じ問題が生じるわけですね。

成田：逆に言うと、ご遺骨がどこにも行けなかったので、中立っていうわけじゃないけど、そんな感傷的なものはあるのかなって。

常本：それと慰霊施設が設置される民族共生象徴空間は 100 万人の来場を目標として掲げている施設ですから、多くの人々が来ることが前提となっている施設の一角に慰霊施設を作ることによって、常にこういう問題があることを忘れられないようにしておくことができるのではないかということも、白老に作った理由のひとつでしょうね。

成田：分かりました。ありがとうございました。

川本：ありがとうございました。

謝辞

インタビュー調査に快く協力して下さった、常本照樹教授に深く感謝申し上げます。また、CoSTEP 関係者のみなさま、並びに研修科、川本ゼミのメンバーにも、この場を借りて深く感謝の意を表します。

[55] 文部科学省（2019a）によると 12 大学に 1,574 体と、個体ごとに特定できなかった 346 箱が保管されていた。加えて、文化庁（2020）によると博物館等 17 施設に 133 体と 8 箱が確認されていた。

文献：

アイヌ政策推進作業部会 2013:「アイヌ遺骨の返還・集約にかかる基本的考え方について」 概要 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai5/siryou1-1.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

アイヌ総合政策推進会議 2016:「民族共生象徴空間　基本構想（改訂版）」（2016 年 7 月 22 日） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/kousou20160726.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会 2008a:「資料 2　加藤忠委員ヒアリング資料」『第 2 回平成 20 年 9 月 17 日配布資料』https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai2/2siryou.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会 2008b:「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（第 2 回）議事概要」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai2/2gijigaiyou.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009:「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 報告書」2009 年 7 月 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

文化庁 2020:「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する再調査結果」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/pdf/91995201_02.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

土橋芳美 2017:『痛みのペンリウクー囚われのアイヌ人骨』草風館.

北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会・日本文化人類学会 2019:「アイヌ民族に関する研究倫理指針（案）」 https://www.ainu-assn.or.jp/news/files/3b014e7a03b0c1567978f9a1da5f17b8e8813a5a.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

北海道大学 2013:「北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書」https://www.cscd.osaka-u.ac.jp/user/rosaldo/hokudai_jinkotsu_report2013.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

北海道大学 2019:『本学が保管するアイヌ遺骨に関する声明について』https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/ainu/post-33.html（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

北海道大学アイヌ・先住民研究センター 2015:「北海道アイヌ民族生活実態調査報告」https://www.cais.hokudai.ac.jp/wp-content/uploads/2015/05/20150512_ochiai_report.pdf （2020 年 4 月 27 日閲覧）.

北大開示文書研究会 2016:『アイヌの遺骨はコタンの土へ』 緑風出版.

井之口淳治 2014:「北海道におけるアイヌ政策」『開発こうほう』611.30-33.https://www.hkk.or.jp/kouhou/file/no611_series-ainu.pdf（2020 年 5 月 10 日閲覧）.

国際連合 2007:「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 原文（英語） https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_en.pdf　日本語（仮訳） https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

文部科学省 2016:「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する調査結果」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/pdf/91995201_01.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

文部科学省 2019a:「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果」 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/25/1376459_4_1.pdf（2020 年 4 月 27 日閲覧）.

文部科学省 2019b:「慰霊施設に集約された大学が保管するアイヌの人々のご遺骨の数について」(令和元年 12 月 16 日現在) https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/ainu/kakugi-kettei20190906.pdf (2020 年 4 月 27 日閲覧).

内閣 2017:「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成 26 年 6 月 13 日決定・平成 29 年 6 月 27 日一部変更) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/290627kakugi.pdf (2020 年 4 月 27 日閲覧).

成田真由美 2020:「アイヌ遺骨問題に関する関係者インタビュー』CoSTEP 研修科年次報告書 https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/78059 (2020 年 5 月 21 日閲覧).

日本国 1997:「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/14019970514052.htm (2020 年 4 月 27 日閲覧).

日本国 2019:「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成三十一年法律第十六号) ttps://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=431AC0000000016 (2020 年 4 月 27 日閲覧).

常本照樹　2011:『アイヌ民族と「日本型」先住民族政策』「学術の動向」2011 年 9 月号 https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/16/9/16_9_9_79/_pdf (2020 年 5 月 10 日閲覧).

植木哲也 2017:『新版　学問の暴力』 春風社.

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 報告書 https://www.mlit.go.jp/common/000015022.pdf (2020 年 4 月 27 日閲覧).